

令和 9 ・ 10 年度

浦添市上下水道部指名競争入札参加資格
資格審査申請書（新規登録）の提出要綱

【廃棄量水器売却】

浦添市上下水道部 水道総務課
電話 098-877-0420

目 次

1. 入札参加資格	P1
2. 入札参加資格の名簿登録について	P1
3. 申請の方法	P1
4. 提出書類についての注意事項	P2
5. 留意事項	P2
6. 申請書類提出後の変更届け	P2
提出書類一覧表	P3
変更届事項別提出書類一覧表	P4

浦添市上下水道部の発注する廃棄量水器売却指名競争入札に参加しようとする者は、本市上下水道部の実施する指名競争入札参加資格の審査を受け、名簿に登録されることが必要です。以下の要綱に基づき浦添市競争入札参加資格審査申請書（廃棄量水器売却）を提出してください。

1. 入札参加資格

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定されている事項に該当しないこと。
- （２）基準日において、営業実績が１年以上あること。
- （３）申請時において、納付すべき国税・市町村税等に滞納がないこと。
- （４）労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の制度があること。
- （５）業務執行において不誠実な行為がないこと。
- （６）経営及び信用の状況が良好であること。
- （７）廃棄物（金属くず）に係る収集運搬及び処分並びに処理施設の設置許可並びに再生事業者登録等、関係法令に基づく許認可等を受けている者。
- （８）過去３年間、廃棄物処理関係法令により処罰を受けたことがない者。
- （９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2. 入札参加資格の名簿登録について

（１）有効期間

名簿登録の日から令和11年度予定の次回名簿登録日の前日まで（約２年間）有効です。

（２）審査結果の公表

審査完了後、浦添市のホームページにて公表（令和９年３月中旬予定）します。

※今回の審査から、事業所ごとの結果通知書発行は行いませんのでご了承ください。

3. 申請の方法

（１）受付期間 令和８年12月１日（火）から令和８年12月21日（月）まで

（２）申請方法 浦添市ホームページ上

[\(https://www.city.urasoe.lg.jp/doc/2026102800063/\)](https://www.city.urasoe.lg.jp/doc/2026102800063/)

の申請専用フォーム（Logoフォーム）から申請してください。

（※今回の審査から、書類の郵送は不要となりました。）

（３）提出書類 「提出書類一覧表（廃棄量水器売却） 別表」をご確認ください。

4. 提出書類についての注意事項

- (1) 添付書類は、PDF、Word、Excelのいずれかの形式で提出してください。
- (2) 1項目で2枚以上の書類がある場合は、まとめて一つのデータにしてください。
- (3) 官公庁が発行する証明書は申請書提出日から3か月以内に発行されたものを添付してください。

5. 留意事項

- (1) 入札参加資格申請にあたり、申請書について当該情報を公開することに同意していただきます。認定された場合、浦添市情報公開条例の「非公開情報」に該当しない限り、情報公開の対象になります。
- (2) 入札参加資格を認められても、必ずしも指名があるとは限りません。
- (3) 入札参加資格申請者が次の各号に該当するときは資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
 - ① 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は事実について記載しなかったとき。（登録後に判明した場合も含む）
 - ② 審査のための実態調査に応じないとき。
 - ③ 審査の過程又は審査終了後、入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

6. 申請書類提出後の変更届け

指名競争入札参加資格申請を提出した後、申請書に変更があった場合は、すみやかに所定の変更届出書（別紙7）により別添変更事項別提出書類一覧表中の該当書類とともに提出して下さい。

提出書類一覧表（廃棄量水器売却）

別表

	番号	提出書類及び添付書類	説 明
☐	1	入札参加資格審査申請書 (様式第 1 号)	本店名で作成し代表者印(実印)を使用。
☐	2	直前 2 年間の営業実績調書【民間業者、 国又は地方公共団体】(様式第 2 号、 様式第 2 号の 2)	金属等の買取関係のものに限る 契約相手が民間業者と国又は地方公共団体 のものを分けて提出（主な契約のみ）
☐	3	金属くずに係る産業廃棄物処分業許可証 金属くずに係る産業廃棄物収集運搬許可証	有効期限内の許可証の写し
☐	4	財務諸表（直近 1 年分） (決算書の貸借対照表・損益計算書)	法人事業者の場合
☐	5	流動資産・負債計算書（様式第 3 号）	個人事業者の場合
☐	6	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	法人事業者のみ提出
☐	7	印鑑証明書	法人事業者の場合は法務局、個人事業者の 場合は市町村で発行されたものとする
☐	8	市町村税の滞納のない証明書（完納証明 書でも可）	【法人】 本社のある市町村より発行 【個人】 事務所がある市町村より発行
☐	9	国税納税証明書	法人事業者（様式その 3 の 3） 個人事業者（様式その 3 の 2）
☐	10	労働保険証明願	法人事業者のみ 労働局
☐	11	社会保険料納入確認書	法人事業者のみ 年金事務所
☐	12	代表者の国民健康保険料(税) 滞納のない 証明書	個人事業者のみ（市町村役場発行のもの）
☐	13	誓約書（様式第 4 号）	全事業者提出
☐	14	委任状	年間委任の場合のみ必要
☐	15	事務所所在地見取図（様式第 5 号）	

変更届事項別提出書類一覧表

指名競争入札参加資格審査申請書を提出した後、商号又は名称、代表者、所在地、電話番号等に変更があったときは、すみやかにその旨を書面で届け出ること。

届出が遅れた場合には、入札への不参加等の不利益を受ける場合がありますのでご注意ください。

変 更 事 項	内 容	変更届	登記簿	印 鑑 証明書	所在地 見取図	説明・その他 添付書類
商 号 又 は 名 称	組 織	○	○	○		前組織の抹消が明白であるもの
	名 称	○	○	○		
代 表 者		○	○			個人の場合は身分証明書を添付
所 在 地		○	○		○	
電話番号・FAX		○				
印 鑑		○		○		変更事項欄に押印

提出部数 1 部

- 1 「入札参加資格審査申請書変更届出書」は、変更事項並びに変更前及び変更後の内容、登録番号を明記した書面を任意に作成してこれに代えてもかまいません。
- 2 受付票は発行しませんので、必要な場合は「変更届」のコピー等を添付し、それに本上下水道部の受付印を押すことで受付票に代えさせていただきます。
- 3 変更内容によっては添付書類を追加させていただく場合がありますので、御協力をお願い致します。